

火災の現況と最近の動向

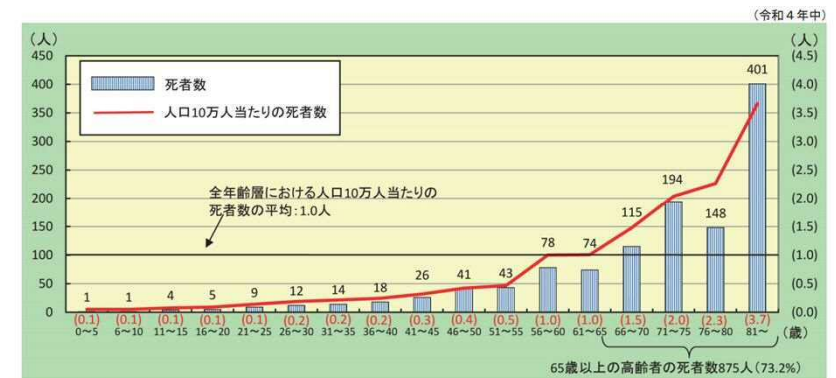
出典：令和5年版 消防白書

川口市消防局予防課

国内での出火件数・死者数 → おおむね減少傾向

死者数を年齢別でみると → 65歳以上が73.2%

火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



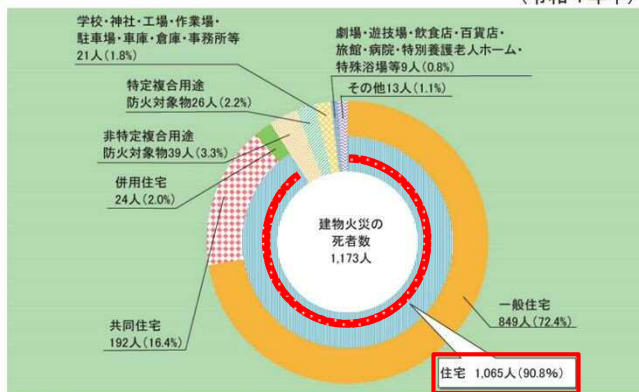
（備考）1 「火災報告」により作成
2 （ ）内は、人口10万人当たりの死者数を示す。
3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
4 年齢不明者（男性4人、女性2人、性別不明5人）を除く。
5 人口は、令和4年10月1日現在の人口推計（総務省統計局）による。
6 1人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第2位以下四捨五入で（0.0）となる場合、（0.1）とする。

建物火災による死者 → 約90%が住宅で発生

住宅火災の死者数 → 横ばい
内訳をみると → 65歳以上が75.2%

建物用途別の死者発生状況

（令和4年中）

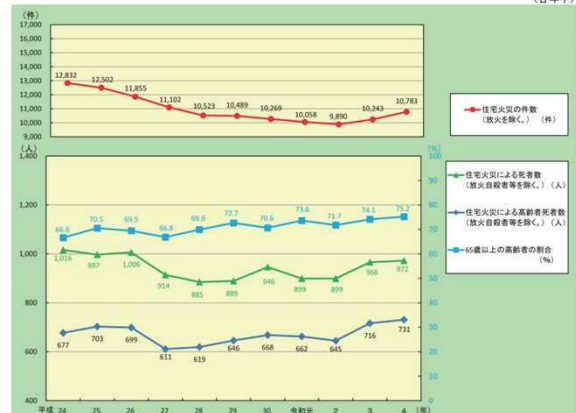


（備考）1 「火災報告」により作成

2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

住宅火災の件数及び死者数の推移（放火自殺者等を除く。）

（各年中）



（備考）1 「火災報告」により作成

2 「住宅火災の件数（放火を除く）」、「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）」、「住宅火災による高齢者死者数（放火自殺者等を除く）」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

※住宅防火対策については、別添1の“いのちを守る10のポイント”参照

小規模施設における防火対策

比較的小規模な高齢者施設や有床診療所において
多数の人的被害を伴う火災が相次いで発生

- 平成26年の消防法施行令の改正
- 平成28年以降、スプリンクラー設備が義務

	施設名称	所在地	規模	死者	負傷者
H 1 8	グループホームやすらぎの里	長崎	279.1㎡	7	3
H 2 0	ハイムひまわり	神奈川	317.98㎡	3	1
H 2 0	六郷の社	宮城	2,234.88㎡		33
H 2 0	R O S E 倶楽部粒来	福島	379.0㎡	2	3
H 2 1	静養ホームたまゆら	群馬	118.41㎡ 188.81㎡ 80.68㎡	10	1
H 2 2	グループホームみらいとんでん	北海道	248.43㎡	7	2
H 2 5	グループホームベルハウス東山手	長崎	581.85㎡	5	7
H 2 5	安部整形外科	福岡	681.71㎡	10	5
H 2 8	共同生活事業所ひだまりⅢ	愛媛	173.48㎡	3	2

人的被害の要因

◎防火区画の不備

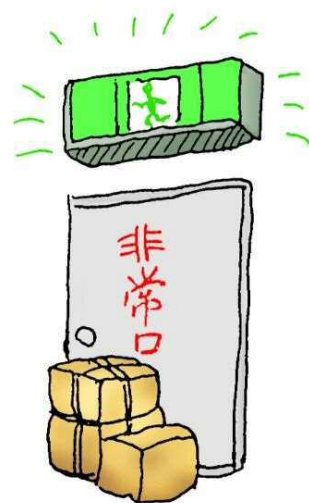
- ・防火戸や防火シャッターの閉鎖障害
- ・階段室など堅穴区画の不備
- ※火災の延焼スピードが速くなり、
避難しなければならない時間が短くなる。

◎火災発生時の初動体制の不備

- ・119番通報の遅れ
- ・初期消火の不備
- ・避難誘導の不備

◎従業員に対する教育、訓練の不備

防火区画の重要性、火災発生時の初動体制については施設管理者や防火管理者だけでなく、
全ての従業員が熟知していなくてはなりません。
そのため、従業員に対する教育や繰り返しの訓練が必要です。



消防訓練について

- ・ 訓練は実施した後の検討が重要です。
- ・ 最少人員での訓練が効果的です。
- ・ 訓練には消火、避難、通報訓練があります。
- ・ 訓練**実施前**に、受け持ちの**各消防署消防課**又は**分署**へ「**消防訓練実施計画通知書**」を提出してください。

※消防訓練計画通知書のダウンロードはこちらから↓

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/05010/020/shinseisyo/33542.html>

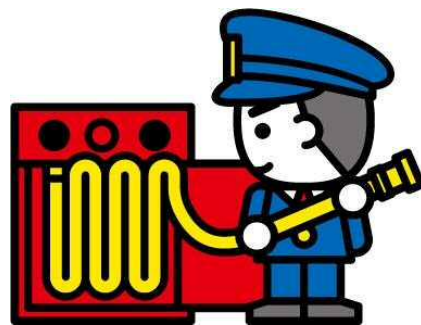
◎消火訓練（消防計画に基づき**年2回**以上実施）

- ・ 消火器で初期消火できれば被害は最小限です。
- ・ 全職員が普段から消火器の位置を把握する。
- ・ 火点を確認しに行くときは消火器を持って行く。
- ・ 全職員が消火器の取扱いを習得する。



◎避難訓練（消防計画に基づき**年2回**以上実施）

- ・ 施設や利用者によって避難方法もさまざまです。
- ・ 普段から避難経路に避難障害物品となるものがないか確認する。
- ・ 夜間の火災時は電源が落ちて暗闇となる。
- ・ **施設内の比較的安全な場所へ一時避難**することも検討する。（※別添2参照）



◎通報訓練（消防計画に基づく**回数**以上実施）

- ・ 全職員が火災通報装置の使用方法を習得する。（※別添3参照）
- ・ 全職員が119番通報のかけ方を習得する。
- ・ 火災時に119番通報で伝えることは

「**施設名称、住所、電話番号、何が燃えているのか、逃げ遅れの有無**」

その他、消防職員の質問に答えてください。

火災通報装置について

◎自動火災報知設備と火災通報装置の連動

自動火災報知設備が、自動で火災を感知し、火災通報装置により自動で119番通報することができます。

(6) 項口の**火災通報装置**は、**自動火災報知設備**の作動と連動して起動することが**義務**



※詳細については、別添3の“知っていますか？火災通報装置のこと”参照

お問い合わせ

- ・防火管理、消防用設備等について分からないことがある場合。
- ・避難口に鍵を設けるときの、建物を改装するとき、窓ガラスにフィルムを貼付する場合。
- ・消防用設備等の移動、改修、撤去などの工事を行う場合。

新築や用途変更など**確認申請を伴う場合は消防局予防課**、
既存の建物など**確認申請を伴わない場合は管轄の消防署へ**、
それぞれご相談ください。

その他

- ・消防用設備等の使用方法は、消防訓練や消防用設備等の点検時等に消防職員や消防設備業者に確認してください。

住宅
防火いのちを守る **10** のポイント

火災による死者の約9割は住宅で発生しています

4つの習慣



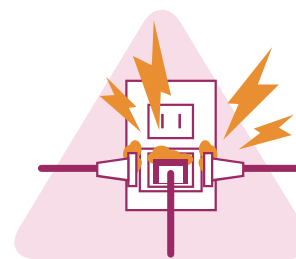
1 寝たばこは
絶対にしない、させない



2 ストープの周りに
燃えやすいものを置かない

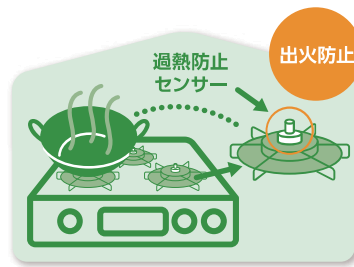


3 こんろを使うときは
火のそばを離れない

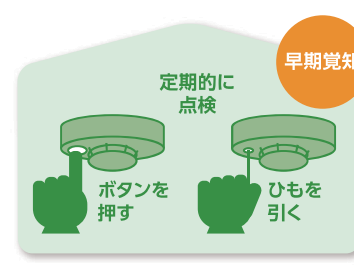


4 コンセントはほこりを清掃し、
不必要なプラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、
ストーブやこんろ等は
安全装置の付いた機器を
使用する



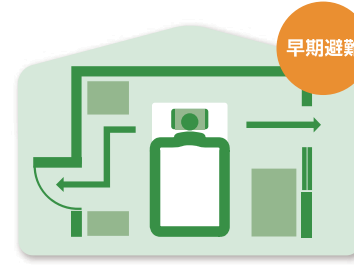
2 火災の早期発見のために、
住宅用火災警報器を定期的に
点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、
部屋を整理整頓し、
寝具や衣類、カーテンは、
防火品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、
消火器を設置し、
使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、
避難経路と避難方法を常に確保し、
備えておく



6 防火防災訓練への参加、
戸別訪問などにより、
地域ぐるみの防火対策を行う

出典：消防庁ホームページ 住宅防火関係 (<https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/juukei.html>) を加工して作成

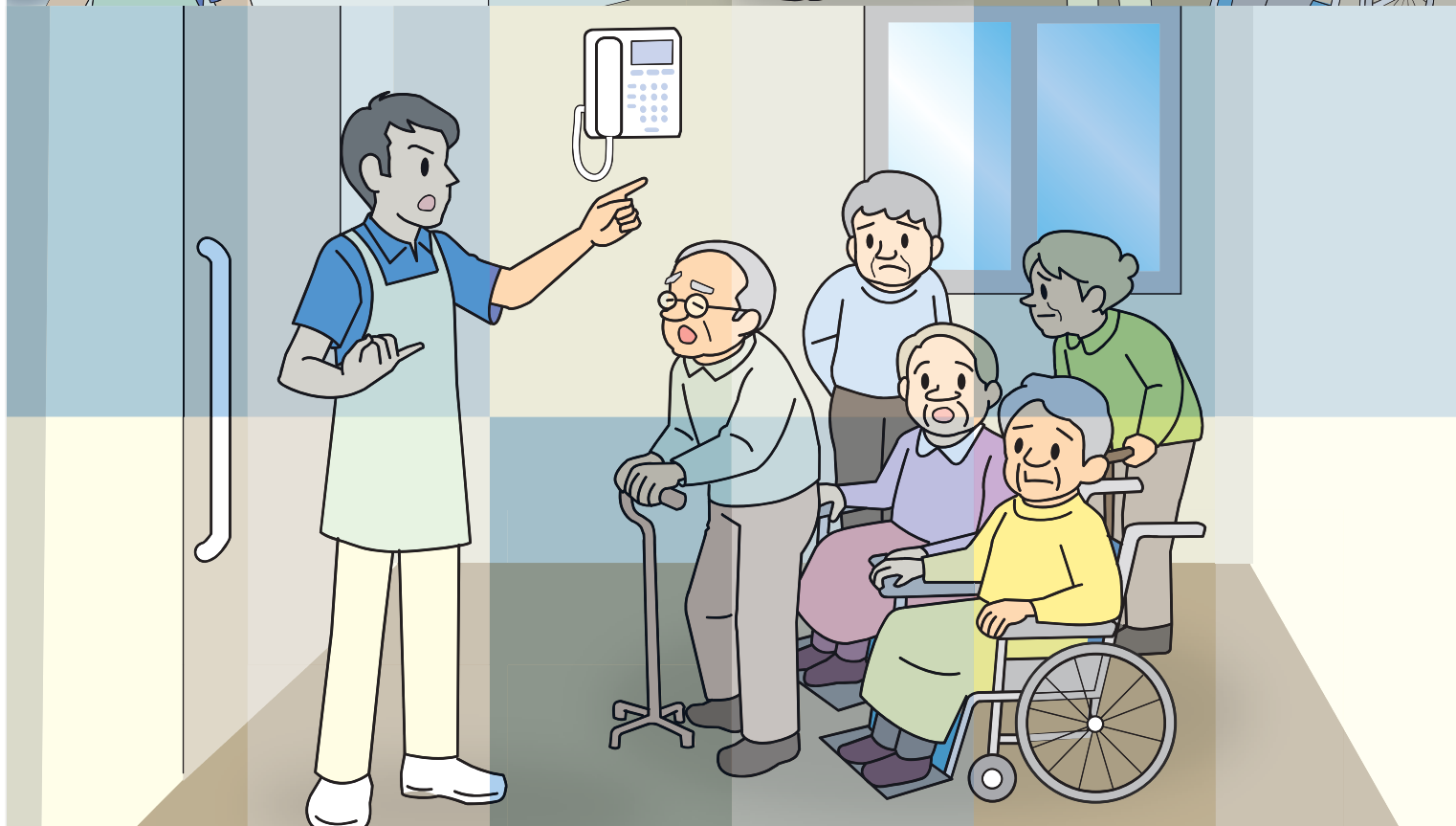
川口市消防局
KAWAGUCHI CITY FIRE DEPARTMENT

問い合わせ…

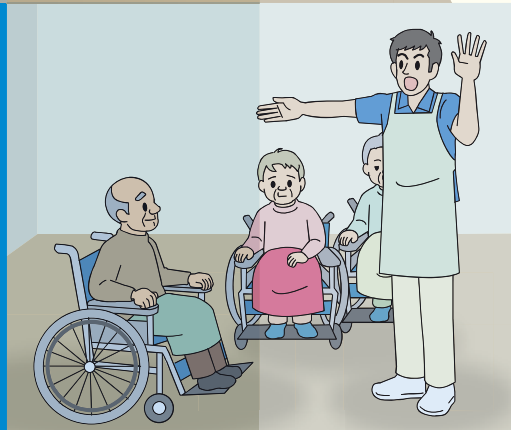
南消防署管理課 ☎048-222-8280 FAX 048-225-7068 北消防署管理課 ☎048-261-3182 FAX 048-267-4664
東消防署管理課 ☎048-287-3574 FAX 048-286-3711 消防局予防課 ☎048-261-8371 FAX 048-262-4850

限られた人員による 入居者の円滑な避難のために。

自力避難が困難な方が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル



消防庁



はじめに

自力避難が困難な方が利用する小規模な社会福祉施設や有床診療所等において、夜間等に火災が発生した場合には、職員の方々が初動対応を行うこととなります。その際に限られた人員や時間の中で、初期消火、消防機関への通報、入所者の避難誘導等を円滑に行うためには、日頃の消防訓練が大切です。本マニュアルでは、自力避難困難な方が利用する小規模な施設における、火災時に一時的に待避することが可能な屋内の場所（以下「一時待避場所」）を活用した避難訓練をマニュアルとしてまとめました。このマニュアルを活用し、訓練に取り組みましょう。

■ 対象となる施設

本マニュアルの対象は、小規模な社会福祉施設や有床診療所等の医療施設のうち、自力避難困難な者が利用する施設で、次の5つの条件にすべて該当する施設です。

条件1 避難上有効なバルコニー等または防火区画が設置されていないもの。

本マニュアルでは、これらが設置されておらず、一時待避場所の活用が求められるものを対象としています。

条件2 主要構造部が準耐火構造（耐火構造を含む）であるもの。

消防隊の到着時に避難が完了していない場合も考えられることから、消防隊による救出を想定し、一定時間、構造耐力上支障のある変形等の損傷を生じない構造であることが必要です。

条件3 スプリンクラー設備、特定施設水道連結型スプリンクラー設備等が設置されていること。

スプリンクラー設備等による一定の延焼抑制効果が確保されていることが必要です。

条件4 自動火災報知設備（特定小規模施設用自動火災報知設備を含む）及び消防機関へ通報する火災報知設備が設置され、かつ自動火災報知設備の感知器の作動と連動して消防機関へ通報されるものであること。

消防隊の到着に遅れが生じることのないよう、確実かつ迅速な通報が確保されていることが必要です。

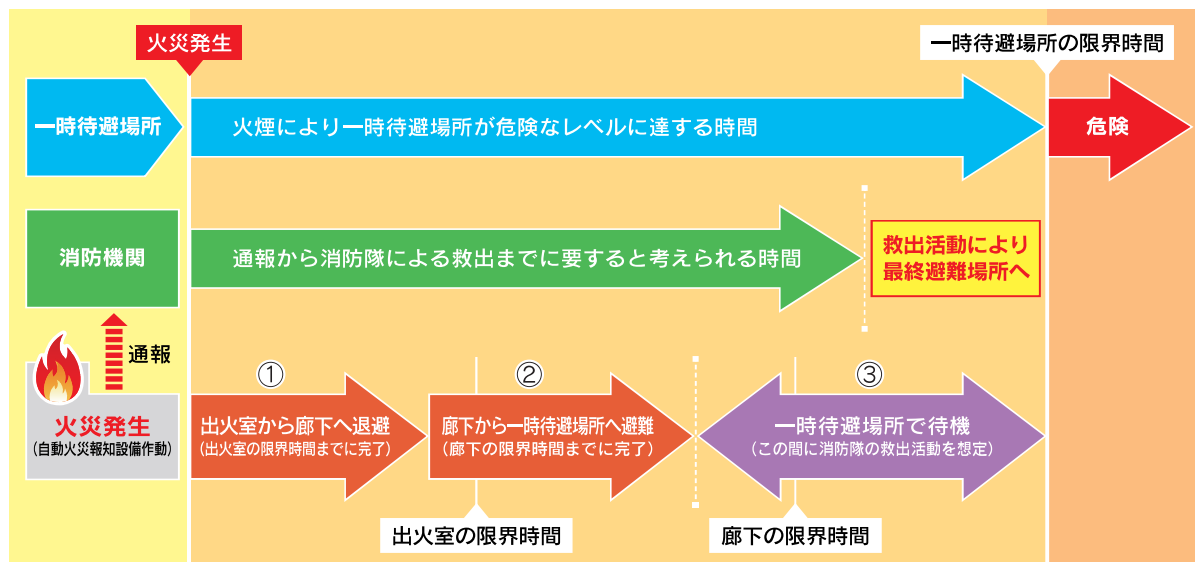
条件5 地階または3階以上の階に自力避難困難な者が利用する居室が存在しないこと。

消防隊による救出を想定し、消防隊の装備等を考慮しています。

■「一時待避場所」を活用した避難方法について

「一時待避場所」を活用した避難方法のイメージ

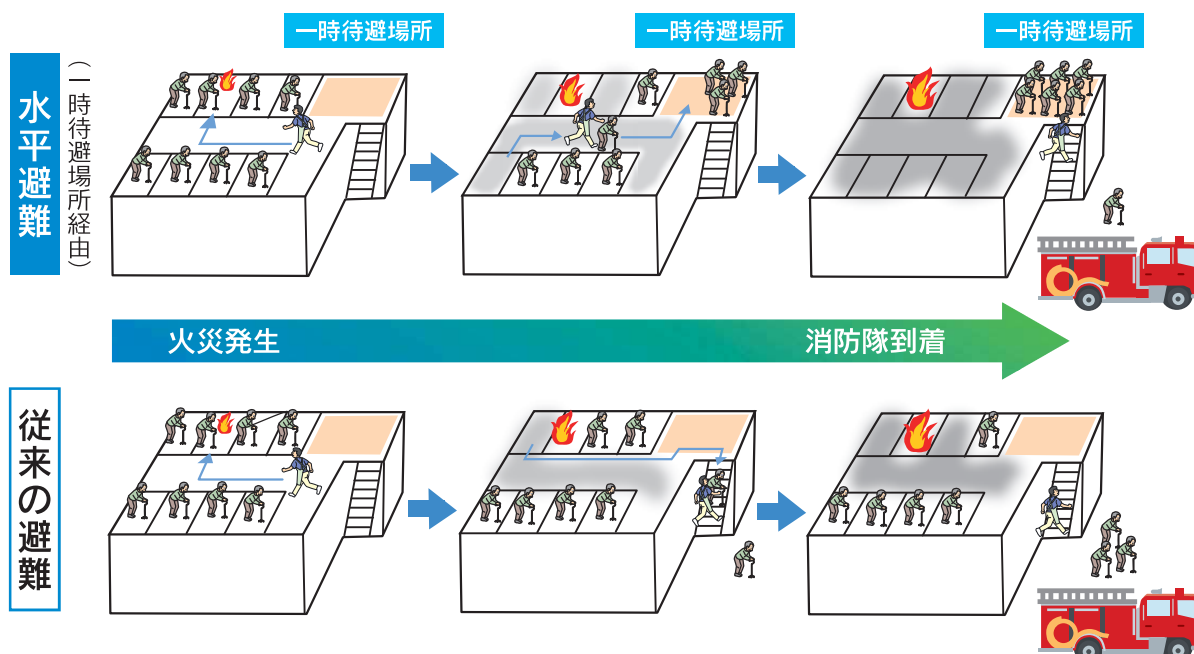
- ① 火災室が危険な状況になる前に、火災室から退避する。退避後は火災室の戸を閉鎖する。
- ② 廊下が危険な状態になるまでに、廊下をとおって、一時待避場所へ水平的に避難する。
待避中は廊下と一時待避場所の間の戸は閉鎖し、消防隊が到着するまで待機する。
- ③ 一時待避場所が危険な状態になるまでに、安全な場所へ避難する。



従来の避難方法との違い

一時待避場所の要件のイメージ

- ① 通報から消防隊による救出までの間、危険な状態にならないこと
- ② 消防隊による救出作業が困難な場所でないこと（「進入の容易さ」「活動の安全」「延焼のしにくさ」を考慮）。
- ③ 外部との連絡が可能であること。



■ 訓練を実施する前に

はじめに施設の職員の方々に一時待避場所の選定及び待避完了までの目標時間を設定し、図上訓練によって検証をします。そして、その結果を踏まえて一時待避場所の位置、各職員の役割、避難経路、避難介助の方法等について事前検討を行います。

1 一時待避場所の設定

一時待避場所は、下記の事項を考慮して階段ホールや居室に設置します。

- 一時待避場所と廊下との間には、戸が設置されていること。
- 上記の戸にガラリ等の換気用の開口部がある場合は、ガラリ等の上端の位置が戸の高さの3分の1以下であること。
- 煙に対する一時待避場所の安全性の向上のため、上記の戸の隙間には気密ゴムを貼付することが望ましい。
- 上記の戸と廊下との間の隙間を塞ぐためアルミテープ等の不燃性のテープを用意すること。

吊り引き戸の隙間への気密ゴムの設置例

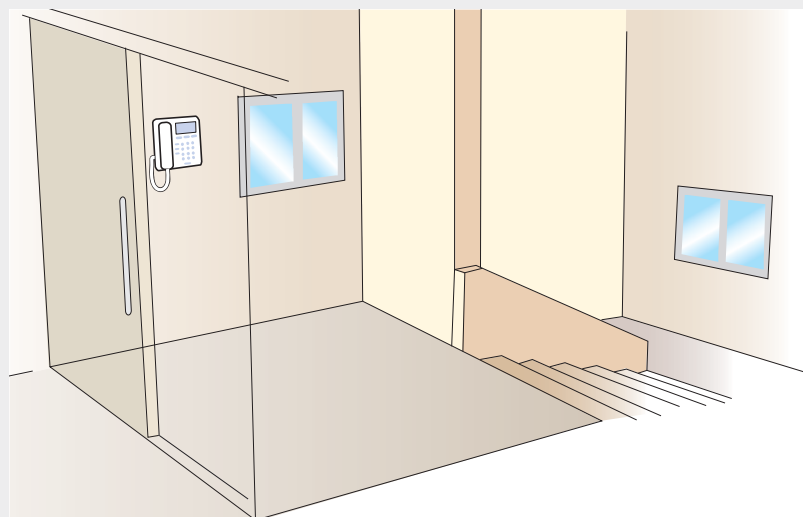
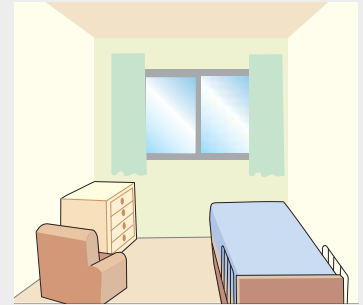


①上枠及び召合わせに設置した気密ゴム



②戸下部に設置した気密ゴム

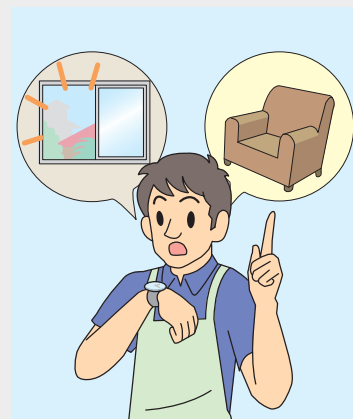
- 消防機関により救助活動が円滑に行われるよう、一時待避場所には消防機関との連絡手段として電話を設置すること。
- 居室を一時待避場所とする場合は、消防機関による円滑な救助活動ができるよう、屋外に面した窓等（幅及び高さが各50cm以上）があること。
- 階段ホールを一時待避場所にする場合でも、開口部が50cm以上が望ましいこと。
- 一時待避場所に接続する廊下には屋外に面した窓等（1m×1m以上）が設けられていることが望ましいこと。
- 火災室となることが想定されるすべての居室と廊下の間に、戸が設置されていること。
- 居室が火災室となることを想定して二方向避難ができるように、同じ階に二カ所の一時待避場所を設定すること。
- 一時待避場所は、そこに一時待避が想定される利用者の人数、状態等に適した広さがあること。



2 待避完了までの目標時間の設定

一時待避場所への水平移動に係る目標時間は下表のとおりとします。

火災室の条件 行動の内容	自動火災報知設備の発報から行動完了までの目標時間 ※1		
	熱感知器（各居室）	煙感知器（各居室） ※2	
		居室にソファ等を置いている場合	居室にソファ等を置いていない場合
火災室の戸の閉鎖完了	1分	2分	3分
廊下の開口部の開放完了	3分	4分	5分
一時待避場所への水平移動完了	9分	10分	11分

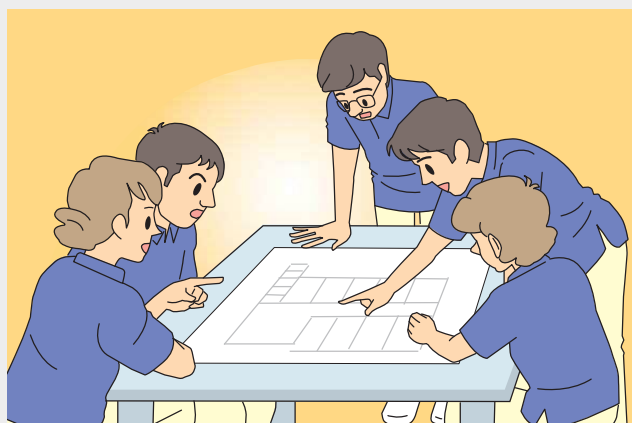


※1 寝具、布張り家具の防災性能が確保されている場合は+1分とする。

※2 出火室となることが想定されるすべての居室に煙感知器を設置している場合は、火災の早期発見が可能になることから目標時間を延長する。なお、居室に布張り、またはポリエチレン製のソファ等を置いている場合は、火煙により危険な状態となりやすいのでソファ等の有無により目標時間を異なる値としている。

3 図上訓練等の実施

- 想定する出火時刻や火災室は、実際の建物の構造や利用状況、職員の配置状況を踏まえ、もっとも避難に時間を要する想定で設定する。
- 火災発生時に水平避難を行う一時待避場所、各職員の役割、避難経路、避難介助の方法等を確認するため、実働訓練に先立って建物の平面図を用い図上訓練を行う。
- 施設に設置されている消防用設備等の取扱い方法について確認する。



■ 一時待避場所を活用した訓練の実施

火災発生時の一時待避場所を活用した基本的な行動

火災発生時に職員が行動できるよう、図上訓練等を通じ具体的な内容を検討し、実際に行ってみましょう。

① 火災の覚知と現場の確認

自動火災報知設備の鳴動後、直ちに火災の発生場所を確認する。そして消火器を携行して火災現場の状況を確認しに行く。



② 火災室からの退避と初期消火

火災を確認した場合は、「火事だー!」と2回叫び、付近の利用者に火災であること、避難すべきことを知らせるとともに、火災室から利用者を退避させる。携行した消火器により初期消火を行う。



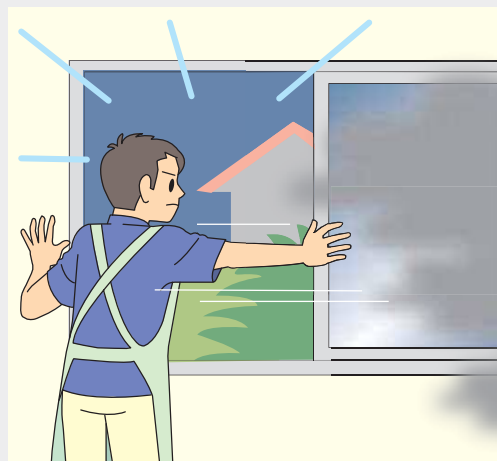
③ 火災室の戸の閉鎖

廊下の煙や CO₂ 濃度を抑えるため、火災室からの退避及び初期消火終了後、直ちに火災室の戸を閉鎖する。



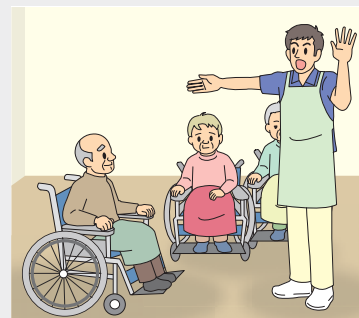
④ 廊下の開口部の開放

廊下の煙や CO₂ 濃度を抑えるため、廊下の開口部を開放する。



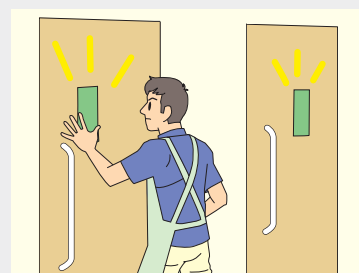
⑤ 火災室から一時的に退避させた自力避難困難な方の避難誘導

- (ア) 火災室から退避させた自力避難困難な方を一時待避場所へ避難させる。
- (イ) 車椅子やストレッチャー等を使用する方の場合、一時待避場所において車椅子等が渋滞し、避難の支障とならないよう避難誘導する。
- (ウ) 一時待避場所に面して屋外のバルコニー等が設置されている場合は、バルコニー等への出入口を解錠する。



⑥ 火災室以外の利用者の避難誘導

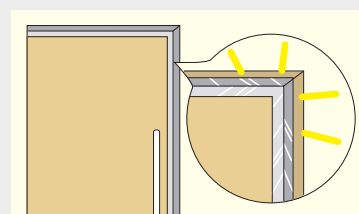
- (ア) 火災室以外の利用者等を避難させる際、火災室を通過しないように避難させる。
 - a. 火災室以外の利用者が自力避難困難な場合は、一時待避場所に避難させる。
 - b. 火災室以外の利用者が自力避難可能な場合は、職員が「火事だ！○○○へ避難してください」と大声で叫んで、自力で施設の外まで避難させる。
- (イ) 火災室以外の居室の戸や防火戸は可能な限り閉鎖する。避難が完了している部屋はその旨の表示等をすることが望ましい。
- (ウ) 一時待避場所へ移動した際、屋外に面した窓等がある場合は開放する。
- (エ) 立ち入ることができるすべての場所を確認し、最後に出火階の利用者が全員、施設の外または一時待避場所へ避難したことを確認する。また、アルミテープ等により戸と廊下との間の隙間を塞ぐ。
- (オ) 火災室が存在する階の利用者の避難誘導を優先し、その後、出火階以外の階の利用者の避難誘導を行う。



吊り引き戸の隙間へのアルミテープの貼付例

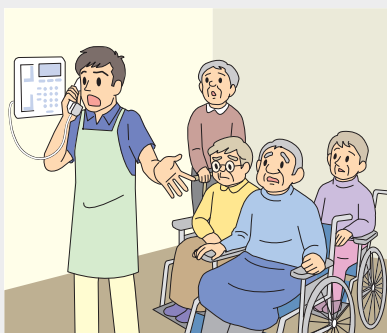


アルミテープ



⑦ 一時待避場所からの避難誘導等

- (ア) 消防機関に一時待避場所の位置、出火場所、避難の状況等について電話により連絡をする。
- (イ) 一時待避場所から安全に屋外まで避難させることが可能な場合は、消防隊が到着するまでの間、自力避難困難な方を一時待避場所から施設の外まで順次避難させる。



⑧ 消防隊への情報提供

避難状況（一時待避場所への避難者数、屋外の地上までの避難者数等）を把握し、駆け付けた消防隊に対して、出火状況、避難状況、危険物の有無等の情報提供を行う。



■ 目標時間を超過した場合の防火管理体制の改善

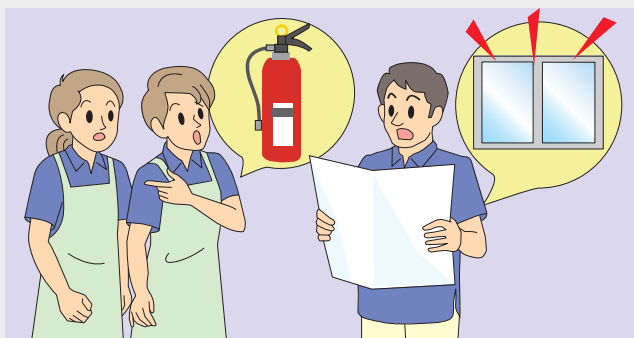
設定した目標時間までに一時待避場所までの避難ができなかった場合は、下記の事項により防火管理体制を改善していきましょう。

1 訓練手順の再検討

避難させる場所の優先順位、避難経路、介助方法等、その他具体的な対応手順を再度検討した上で、以下の訓練を実施します。

● 部分訓練

各種設備等の使い方、自力避難困難な方の避難介助の方法等の部分的な対応について個々の手順を習得する。



● 全体訓練

火災発生から避難誘導、消防隊への情報提供までの一連の対応について全体的な手順を習得する。

2 目標時間の検証訓練

- 部分訓練または全体訓練を実施した後、本マニュアルに基づく訓練を実施し、設定した目標時間内に避難が完了するかを確認する。



3 防火安全対策の実施

- 設定した目標時間内に避難ができなかった場合は、一時待避場所の位置の変更、感知器の取り替え、ソファ等の居室に置かれた可燃物の除去、防炎性能等を有する遮煙のためのカーテンを廊下等に設置するなど、防火安全対策を実施しましょう。



廊下と居室との間への遮煙のためのカーテンの設置例

○ 材質 カーテンレール：アルミ
カーテン：クリスタルターボ

★ 一時待避場所は最終避難場所ではありません。一時待避を行った後は屋外の地上へ順次避難しましょう。



「水平避難訓練マニュアル」が消防庁のホームページに掲載されています。
ぜひご覧になって、ご活用ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html



消 防 庁

Fire and Disaster Management Agency

<http://www.fdma.go.jp/>

お問い合わせ先

川口市消防局

南消防署管理課
北消防署管理課
東消防署管理課
消防局予防課

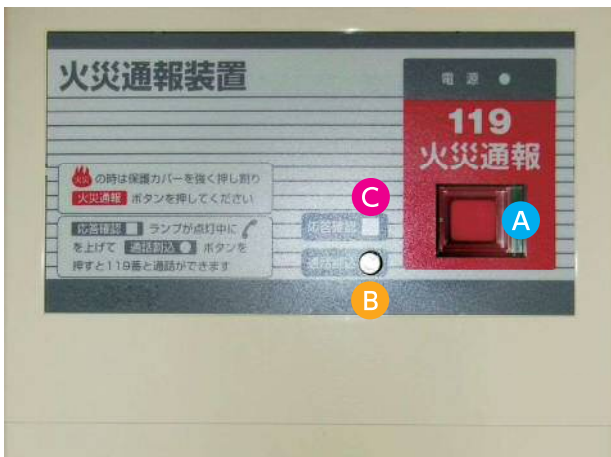
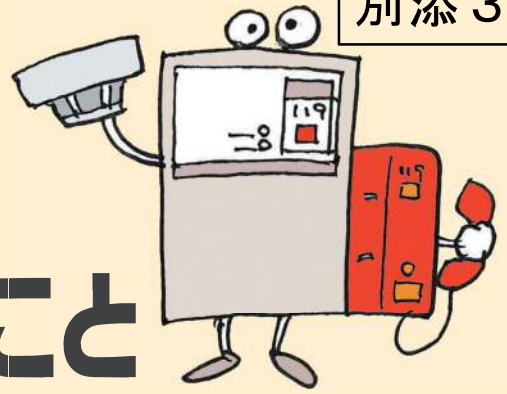
☎222-8280
☎261-3182
☎287-3574
☎261-8371

知っていますか？

消防機関へ通報する火災報知設備

火災通報装置のこと

火災通報ボタンを押す、または自動火災報知設備と連動することで、自動的にあらかじめ記憶されている火災通報情報を119番通報する設備です。



自動火災報知設備と接続している場合は、感知器または受信機等の火災信号で通報されます。

A

火災通報ボタン

ボタンを押すと119番に自動通報

B

通話割込ボタン

メッセージ再生中に受話器をとってこのボタンを押すと消防機関と通話可能

C

応答確認ランプ

点滅:ダイヤル中 点灯:応答中

火災時には、消防機関に早く通報することが重要です。

使用方法

① 火災発見! 火災通報ボタンを押す

手動型

事前に登録した情報を電話回線により消防機関に通報します。

連動型

- 自動火災報知設備の作動とともに、消防機関へメッセージを発信します。

- 火災確認後に火災通報ボタンを押してください。

② 消防からの呼び返し

消防機関からの呼び返し(コールバック)があったら受話器をとって、火災状況を伝えます。

初期消火、人命救助が優先です。
呼び返しには支障のない範囲で応答してください。

しっかりと
確認して
おきましょう



誤報だった! その時は…

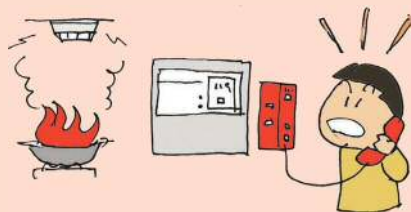
受話器をとり、次の方法で消防機関へ状況を伝えましょう。

- メッセージが流れている間は、通話割込みボタンを押して状況を伝える。
- 消防機関からの呼び返し時に状況を伝える。
- または
- 電話で119番通報する。



奏功

- 福祉施設で天ぷら油の入った鍋をかけたまま他の作業をしている間に油が過熱され発火。**感知器が作動**し、火災通報装置(感知器連動)により**消防機関に通報**。従業員が火災を確認後、火災通報装置の**火災通報ボタンを押下**。**消防機関からの呼び返し**に「厨房で煙が出ています」と伝えた。スプリンクラー設備が作動し炎は収まった。



- 福祉施設の居室で火災が発生、**火災通報装置(感知器連動)により消防機関に通報**。消火器で消火をしている途中、スプリンクラー設備が作動して消火。従業員3人で施設利用者を屋外に避難誘導。消防隊到着時は施設利用者の点呼も行われ全員避難が完了していた。



- 福祉施設でガス乾燥機が過熱、乾燥機の上に積まれていた布団から出火。従業員が固定電話から119番通報しようとしたが慌ててしまい、0発信をしなかったことから通報できず、自身の携帯電話で119番したが、通報が遅れた。
- 自動火災報知設備と火災通報装置が連動していたが**連動を切っており、消防機関に通報されなかった**。火災通報ボタンも押しておらず、消防隊の出場に時間を要した。

失敗

自動火災報知設備と連動していたが消防機関へ通報できなかった事例

- 電話回線工事の時にジャックを取り外し、そのままになっていた。
- アナログ回線からIP電話に切り替わっていたが、対応していなかった。

こんな場合は、消防署に相談・届出が必要です。

- 回線方式を変更する場合
- 建物住所・名称変更等に伴い通報メッセージ等を変更する場合

※NTTでは、固定電話サービスを順次IP網に移行することとなっています。詳細については、NTT固定電話のIP網移行に伴い発生する事象への対応について、総務省消防庁通知(令和元年12月23日消防予第274号・消防情第138号)及びNTTホームページをご覧ください。なお、各機器の事業発生の際については、各メーカーにお問い合わせください。



消防用設備等は火災時に正しく作動するように、適正に維持管理することが大切です。

- ▶ 防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し、**報告する義務があります。**(消防法第17条の3の3)
- ▶ 一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。(消防法第8条第1項)

機器
点検

6か月ごと

総合
点検

1年ごと



点検が実施されず消防機関に報告されていない場合は、消防法に基づく命令や罰則の対象となります。

南消防署管理課 ☎ 222-8280 FAX225-7068
北消防署管理課 ☎ 261-3182 FAX267-4664
東消防署管理課 ☎ 287-3574 FAX286-3711
消防局予防課 ☎ 261-8371 FAX262-4850

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター



介護高齢者福祉施設等の皆様へ

川口市においては、介護高齢者福祉施設等の施設数が増加の一途を辿るとともに、これらの施設からの救急要請も増加し、医療機関収容に困難な事案も多数発生しております。

介護高齢者福祉施設等の皆様におかれましては、各施設における協力病院との連携を密にし、スムーズな搬送体制を確立できるよう、御協力お願いいたします。

なお、救急車を要請した際に、傷病者情報の申し送りを円滑に行えるように「救急医療情報提供票」を作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/05010/040/oshirase/32639.html>